



あなたの想いを、 未来の教師たちへ。

— 遺贈寄附のご案内 —

奈良教育大学
未来を育む基金

奈良教育大学は、未来の教育を担う人材を育成するとともに、地域社会と連携しながら教育・研究活動を推進しています。皆さまが生涯を通じて培われた大切な財産や想いを、未来の教師を志す学生たちの学びや成長、そして子どもたちの豊かな教育環境づくりへつないでくださいますようお願いいたします。



遺言による寄附（遺贈）とは

遺言により、ご自身の財産の一部または全部を寄附することを遺贈といいます。また、ご相続人の方が相続された財産を寄附いただく「相続財産による寄附」も可能です。

遺言で奈良教育大学を受取人としてご指定いただいた場合、寄附された遺贈財産は、原則として非課税となり、税制上の優遇措置を受けることができます。



ご寄附の活用例

皆さまからのご寄附は、以下のような事業に活用します。



学生支援
事業



修学支援
事業



研究等支援
事業



本学全体の活動を充実
させるための事業



国際交流および
学術交流事業



奈良教育大学
Nara University of Education

詳しくは
Webサイトをご覧ください。



奈良教育大学へのご遺贈の流れ

1



ご相談

ご生前

遺贈によるご寄附をご検討の際は、奈良教育大学にご相談いただきましたら、提携金融機関をご紹介します。

2



遺言書作成に関する相談

ご生前

遺言書の文案作成などに関して、提携金融機関の財務コンサルタントなど専門スタッフが無料でご相談をお受けします。

3



遺言書作成

ご生前

提携金融機関との事前のご相談に基づき、公証役場にて公正証書遺言による遺言書を作成していただきます。奈良教育大学への遺贈を含んだ遺言書とすることで、ご遺志の実現を確実なものとすることができます。必要に応じて銀行が仲介してご寄附の用途を奈良教育大学に確認いたします。

4



遺言書の保管と管理

ご生前

提携金融機関が遺言書の保管と管理を行います。保管期間中は遺言内容・財産・推定相続人等の異動について定期的に遺言者本人にご連絡します。

5



遺言執行

ご逝去後

あらかじめ提携金融機関にお届けいただいた通知人の方からご逝去のご連絡を受け次第、金融機関が遺言を執行します。相続財産の調査・収集、財産目録の作成、相続人・受遺者への財産配分等、遺言執行を実施してまいります。

6



奈良教育大学へのご寄附

ご逝去後

ご遺志にしたがい、お預かりした貴重なご寄附は、本学の教育・研究活動などに、大切に活用させていただきます。



税制上の優遇措置

奈良教育大学へのご寄附には、税制上の優遇措置が設けられています。



遺言によるご寄附

本学へご遺贈いただいた財産は、非課税財産になります。



相続財産のご寄附

相続された財産を本学へご遺贈いただいた場合、非課税財産になります。相続税の控除を受けるためには、ご逝去を知った日から10か月以内に寄附の完了までを行う必要があります。



提携金融機関

遺贈寄附に関する協定を結んでいる金融機関

三井住友信託銀行



お問い合わせ

国立大学法人 奈良国立大学機構
奈良教育大学
〒630-8528 奈良市高畑町
TEL : 0742-27-9105
E-mail : kifukin@nara-edu.ac.jp



基金ホームページ
はこちら